

税理士情報ネットワーク

TAINS

Tax Accountant Information Network System



税務相談の自己解決のために

朝倉 洋子 目黒

はじめに

東京税理士会ホームページにおける国税局からのお知らせにより、昨年来、周知されているとおり、税理士からの一般的な税務相談については、自己解決を図ることとなりました。

自己解決のためのツールとしてTAINSの税法データベースには、昭和58年4月の開通以来25年間にわたって蓄積されてきた2万7463件という情報が収録されており、24時間365日稼働しています。

これらの情報を税理士の実務に活用するために、最新判決・裁決・参考文献・情報公開請求による開示資料等の紹介に併せて、易しいデータベースの使い方もお知らせする「シリーズTAINS解体新書」が、スタートすることとなりました。

TAINSは、税の専門家である税理士のために、税理士の手によって創られ、税理士によって運営されてきた税法データベースです。ですから、これを使いこなすには専門的な知識が必要です。馴れてしまえば、何でもない約束事にも、最初は戸惑う場合があります。そのような場合には、ぜひ、電話で問い合わせてください。

データベース編集室には、編集を専門とする税理士がおりますので、データベースの内容や検索方法について、助言することができま

す。入会等のお問合せは事務局へ。

▼検索方法等
03・54966・1416
▼入会等
03・54966・1195

では、いよいよTAINSの扉を開いてみましょう。

一、今月取り上げる判決

第一回
租税法規の遡及適用は憲法に違反するか

憲法84条に定める租税法主義は、国民の経済生活に法的安定性と予測可能性を担保するものですが、平成16年、この法的安定性と予測可能性を揺るがす税制改正が行われました。

居住用以外の土地建物の譲渡損失を他の所得と損益通算することはできないとする改正は、平成16年2月3日国会に法案提出、同年3月26日成立、同月31日公布、同年4月1日施行、同年1月1日に遡って適用されることとなりました。

「平成16年度改正税法のすべて」によれば、改正の理由は、利益が生じた場合には、比例税率が適用され

る一方で、損失が生じた場合には総合課税の所得から控除することができるという主要諸外国に例のない不均衡な制度であるなどの問題点に対処するためと説明されています。

しかし、納税者の不利益となる税制を遡及適用する改正は、まさに、納税者の予測可能性を侵害するものであるとして各地で訴訟が起こされていたところ、平成20年1月29日、福岡地裁は、この税制改正は憲法違反であるとする画期的な判断を下しました。

続いて同年2月4日、東京地裁は同種の事案につき、憲法違反には当たらないとしてこれを棄却する判決を下し、いずれも控訴されたため、違憲性の判断は、現在、高裁に移っています。

二、検索方法と判決の紹介

2件の判決を読むために検索方法を紹介します。

【税区分】 所得税
【検索範囲】 判決
【検索対象データ】 全角漢字キーワード
【検索キーワード】 憲法違反 遡及適用
(注)2つのキーワードの間にはスペースを入れてください。

2件の判決がヒットします。
1 福岡地裁違憲判決 (平20・1・29 TAINSCODEZ0000011312 全部取消)

(1)本件改正の要旨が公にされたのは与党が平成16年度税制改正大綱を発表した平成15年12月17日であるが、

これが一般国民に報道されたのは、同月18日であった。これは損益通算が認められなくなる日のわずかに2週間前であり、平成15年12月31日時点において、本件改正の内容が国民に周知されていたといえる状況にはなかつたといえるべきである。

(2)平成15年12月31日時点において、国民に対し本件改正が周知されているといえる状況ではなかつたことを総合すると、本件改正の遡及適用が、国民に対してその経済生活の法的安定性又は予見可能性を害しないものであるということにはな

ない。

2 東京地裁合憲判決 (平20・2・14 TAINSCODEZ0000011313 棄却)

(1)遅くとも自由民主党の決定した平成16年度税制改正大綱が日本経済新聞に掲載された平成15年12月18日には、その周知の程度は完全ではないにしても、平成16年分所得税から損益通算制度が適用されなくなることを納税者において予測することができる状態になつたといえることができる。したがって、確かにかなり切迫した時点ではあつたにせよ、納税者があらかじめ予測できる可能性がなかつたとはいえない。

(2)納税者においても、既に平成15年12月の時点においてその適用を予測できる可能性がなかつたとはいえないのであるから、これらの事情を総合的に勘案すると、当該変更は、合理的なものとして容認されるべきものである。

三、参考文献情報

TAINSには、参考文献検索として税務雑誌目次検索という便利な機能があります。検索画面で、

【テーマ/タイトル】欄に

損益通算 遡及と入力すると、平成16年の高野幸大教授の税務弘報論文と小池正明税理士の税研論文がヒットします。

所得税や法人税のような期間税における不利益遡及立法が許されるかどうかは、そのような改正がなされる

ことが、年度開始前に、一般的にしかも十分に予測できるかどうかによります(金子宏 租税法第12版99頁)。

周知されていたかどうかという点については、政府税調第10回総会議事録(平16・1・16)における上月委員から大武主税局長への質問で唐突と指摘されています。

http://www.mof.go.jp/singikai/zeicho/gijiroku/10kai.htm
また、第159回国会予算委員会会議事録(平16・2・12)における海江田理事から谷垣財務大臣に対する質問でも明らかになっています。
http://www.shugin.go.jp/itdb_kaigiroku.nsf/html/kaigiroku/001815920040212008.htm

おわりに

両事件のその後についてはTAINSのホームページで、お知らせいたします。ご期待ください。
http://www.zeirishi.gr.jp/

会員税務相談室の運営が4月から再度変わります

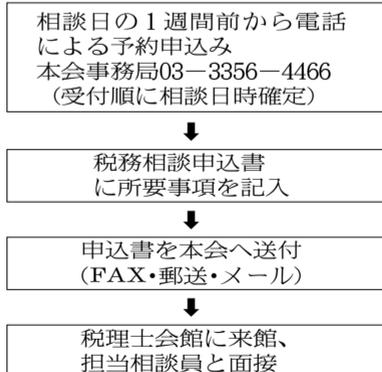
税務審議部

本会では、会員の自助努力で解決できない業務事案の相談に応ずるため、会員税務相談室を設置しています。

4月1日より、面接相談の項目・曜日・時間及び電話相談の相談時間を変更いたしました。また、「会員の税務相談に関する合意書」を締結したことにより、本会会員は東京地方税理士会、千葉県税理士会が行う電話相談も併せて利用ができます。

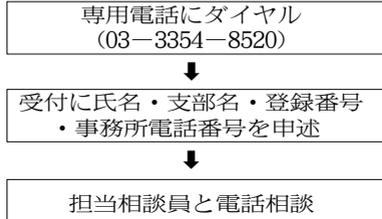
なお、相談する会員は、相談事項を簡潔に整理し、相談が長時間に及ばないように配慮して下さい。相談員は応答内容に因り責任を負うものではありません。相談室の利用は会員本人に限り、事務所職員や顧問先の方の利用はお断りしております。相談室は国民の祝日や盛夏時、年末年始等には休業いたします。休室期間は会報等でご案内いたします。

◎面接相談のフロー



※予約は1回1相談項目ごとに3名まで。空きがある場合は、当日午後4時30分まで相談受付。

◎電話相談のフロー



◎曜日毎の面接相談項目

曜日	相談項目		担当	
	①	②	①	②
月曜日注1	法律全般	法人税 または 資産税	弁護士	相談員
月曜日注2		税理士業務		業務対策部委員
火曜日	消費税	資産税	相談員	相談員
水曜日	法人税	資産税	相談員	相談員
木曜日	税法全般	所得税	相談員	相談員
金曜日	法人税	資産税	相談員	相談員

注1. 毎月第1、第3、第5は法人税、第2、第4は資産税
注2. 第2月曜日に行う税理士業務相談は業務対策部の所掌
注3. 時間はいずれも午後3時から同5時

◎電話相談

曜日	時間	項目	専用電話番号
月～金曜日	午前10時～午後3時	税法全般	03-3354-8520

電話相談は時間の都合上、受付を午前11時50分、午後2時50分に締め切らせていただきます。(正午から1時間は休憩となります。)

◎他会との協定による電話相談

担当会	曜日	時間	項目	専用電話番号
東京地方会	火・木(第5除く)	午後1時～4時	※税法全般	045-243-0555
千葉県会	月・金(〃)	〃	税法全般	043-243-1301

※東京地方会については、所得税等の一部の相談項目の担当相談員が不在のときがありますので、ご承知おき下さい。
東京地方会・千葉県会の相談室は8月13日～16日、12月25日～翌年1月7日までは休業となります。